

所管部課	市民部 保険年金課	部長	関田 新一		
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について				
		区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、東大和市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>なお、改正内容は、平成29年4月1日から施行する必要があるが、地方税法等の一部を改正する法律が、議会閉会後の3月31日に公布し、議会を招集する時間的な余裕が無いことから、専決処分により改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第23条中の軽減対象を変更する。</p> <p>内容</p> <p>低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ等行う。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>低所得者に対する保険税軽減の対象世帯の拡大に寄与する。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>条例改正を専決処分により行うことについて、平成29年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長より議会に対して説明を行った。</p> <p>平成29年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律 公布 文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処提案 (検討結果等)</p> <p>地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会において専決処分の報告をし、承認を受けることとする。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。